広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬の支給方法に 関する規程

平成19年2月1日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並び に費用弁償等に関する条例(平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第 12号)第3条第2項の規定に基づき、支給方法について必要な事項を定める ものとする。

(報酬の支給方法)

第2条 広域連合長又は副広域連合長となる者が年度の途中でその職に就き、又はその職を離れたときの報酬は、在職した月数に応じ、月割計算により支給する。ただし、その職に就いた月に前任者がいるとき若しくはその職を離れた月に後任者がいるとき、又は広域連合長若しくは副広域連合長であった者が月の途中で副広域連合長若しくは広域連合長に就いたときは、その月の報酬については、在職した日数に応じ、日割計算により支給する。

(端数の処理)

第3条 前条により算定した額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げる。

(支給日)

第4条 年額の報酬は、会計年度の末日までに一括して支給する。ただし、年額の報酬を支給される職にある者が、年度の途中にその職を離れたときは、その職を離れた月の翌月末日までに支給する。

(補則)

第5条 この規程により難い特別な事情がある場合は、広域連合長が定める。

附則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成20年10月22日訓令第4号)

この訓令は、平成20年10月22日から施行する。